琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件　人事交流に関する覚書

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43511

国際機関への派遣案（廃案）

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

国際機関等に派遣される一般職の
国家公務員の処遇等に関する法律（案）

45.3.20
米北1

3月20日特連局（総務課平野事務官）より本件法律案（別添1、2及び3）を送付越し、要旨次のとおり補足説明を行なった。本法案につき内容検討すべき所存なるも取敢えず。

記

1、本法案については、総理府人事局より外務省国連局政治課に逐次連絡、その了承を得ている。

2、総理府特連局は、琉球政府に派遣する公務員に対しては別途特別措置法を講ずべく検討していたが、人事院の意見（別添4、付記）に基づきこれを取止め、本法律中に含めることとした。（第二条三「前二号に準ずる機関で、人事院規則で定めるもの」）

3、なお、本法案は20日閣議決定を了し、来週国会に提出する予定の趣。

（来週早々総理府より具体的な人事交流案を聴取し、米側に説明する必要ありと考える（千トウ））

米へ要説明 ①人事院セツメイ内容 ③具体的人事構想

GA 6　　外務省

(秘)

琉球政府との人事交流について（メモ）

45.3.24

1 目的

沖縄の施政権返還に備えて、琉球政府の復帰準備の推進を図るため、本土政府と琉球政府との間において人事交流を行なうことを目的とする。

2 本土政府職員の派遣

(1) 派遣職員の任務等

ア 派遣職員は琉球政府の各局に配属され、琉球政府における復帰準備施策の策定及び実施に関し必要な指導及び助言を行なうことを任務とする。

イ 派遣職員の琉球政府における職務の地位は参事官級とし、その人数は5名以内とする。

(2) 派遣職員の身分、処遇等

ア 派遣職員は、本土政府職員としての身分を保有したまゝ琉球政府職員としての身分を取得することとする。

この場合、本土政府職員としての国家公務員法上の服務等に係る義務は免除される。

イ 派遣職員は、琉球政府職員としての身分を保有する間、琉球政府公務員法その他関係法令に基づき、他の琉球政府職員と同等の給与、身分保障その他所定の処遇をうけることとする。

ただし、琉球政府公務員災害補償法その他規則で定める法律の適用は除外する。

3 琉球政府職員の受入れ

(1) 琉球政府より受入れる職員は、当分の間、沖縄・北方対策庁において復帰準備施策の企画立案に従事することとする。

(2) 当該職員は本土政府職員としての身分を取得することとし、その身分を保有する間、国家公務員法その他関係法令に基づき、他の本土政府職員と同等の給与、身分保障その他所定の処遇をうけることとする。

4 その他

(1) この人事交流は、日本琉球諮問委員会勧告第35号に基づき実施する。

(2) 本土政府及び琉球政府は、人事交流の実施のために必要な立法措置を講ずるものとする。

総 理 府

(3) その他人事交流の実施細目については、両政府間で協議して定めることとする。

国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律

（案）

（趣旨）

第一条　この法律は、国際協力等の目的で、国際機関、外国政府の機関等に派遣される職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。）の処遇等について定めるものとする。

（職員の派遣）

第二条　任命権者（国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者をいう。以下同じ。）は、条約その他の国際約束若しくはこれに準ずるものに基づき、又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、部内の職員（人事院規則で定める職員を除く。）を派遣することができる。

一　わが国が加盟している国際機関

二　外国政府の機関

三　前二号に準ずる機関で、人事院規則で定めるもの

2　任命権者は、前項の規定により職員を派遣する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

（派遣職員の身分）

第三条　前条の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）は、その派遣の期間中、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

第四条　任命権者は、派遣職員についてその派遣の必要がなくなつたときは、すみやかに当該職員を職務に復帰させなければならない。

2　派遣職員は、その派遣の期間が満了したときは、職務に復帰するものとする。

（派遣職員の給与）

第五条　派遣職員には、その派遣の期間中、俸給、扶養手当、調整手当及

び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

2　前項の規定による給与の支給に関し必要な事項は、人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける職員である場合にあつては、同法第三条第一項に規定する準則）で定める。

（派遣職員の業務上の災害に対する補償等）

第六条　派遣職員に関する国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第六十七号）附則第六条第一項の規定の適用についても、同様とする。

2　派遣職員の派遣先の業務上の災害に対する補償に係る国家公務員災害補償法の規定による平均給与額については、同法第四条の規定にかかわらず、人事院規則で定める。

3　派遣職員の派遣先の業務上の災害に対し国家公務員災害補償法の規定による補償を行なう場合において、補償を受けるべき者が派遣先の機関等から同一の事由について当該災害に対する補償を受けたときは、国は、その価額の限度において同法の規定による補償を行なわない。

第七条　派遣職員に関する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の規定の適用については、それぞれ派遣先の機関の業務を公務とみなす。国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）の規定の適用についても、同様とする。

2　派遣職員に関する国家公務員共済組合法第八十一条第二項、第八十六条若しくは第九十二条又は地方公務員等共済組合法第八十六条第二項、第九十一条若しくは第九十七条の規定の適用については、派遣職員の派遣先の業務上の災害に対して派遣先の機関等から補償が行なわれること

となつたため、前条第三項の規定により、当該災害に対する国家公務員災害補償法の規定による療養補償又は障害補償年金若しくは遺族補償年金の支給が行なわれないこととなつた場合における当該派遣先の機関等からの補償を当該療養補償、障害補償年金又は遺族補償年金に相当する補償とみなす。

第八条　派遣職員に関する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第二十三条第一項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

（派遣職員に関する国家公務員等退職手当法の特例）

第九条　派遣職員に関する国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第五条第一項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

2　国家公務員等退職手当法第七条第四項の規定は、派遣職員の派遣の期

間については、適用しない。

（派遣職員に対する旅費の支給）

第十条　派遣職員には、特に必要があると認められるときは、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）に定める赴任の例に準じ旅費を支給することができる。

（派遣職員の復帰時における処遇）

第十一条　派遣職員が職務に復帰した場合における任用、給与等に関する処遇については、部内職員との均衡を失することのないよう適切な配慮が加えられなければならない。

（人事院規則への委任）

第十二条　第二条から第四条まで、第六条及び前条の規定の実施に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

（経過措置）

2　この法律の施行の際現に国家公務員法第七十九条の規定に基づく人事院規則の定めるところにより休職にされ、第二条第一項各号に掲げる機関（以下「国際機関等」という。）の業務に従事している職員のうち人事院規則で定める職員は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）に派遣職員となるものとする。

3　施行日前に国家公務員法第七十九条の規定に基づく人事院規則の定めるところにより休職にされ、国際機関等の業務に従事していた期間を有する者のうち、引き続き施行日において職員として在職している者及びこれに準ずる者で政令で定めるもの並びに次項に規定する者の当該休職の期間（政令で定める期間に限る。）については、国家公務員等退職手当法第七条第四項の規定は適用しない。

4　施行日前に国際機関等の業務に従事するため職員を退職し、かつ、引き続き当該国際機関等の業務に従事した後、引き続いて再び職員となつた者で、政令で定めるものの国家公務員等退職手当法第七条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。この場合において、施行日以後の退職による退職手当の額の計算について必要な事項は、政令で定める。

（国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の一部改正）

5　国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第七条に次の一項を加える。

3　職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第　　号）第五条の規定の適用については、同条第一項中「俸給、扶養手当、調整手当及び期末手当の」とあるのは「給与」とし、同条第二項中「人

事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける職員である場合にあつては、同法第三条第一項に規定する準則）」とあるのは「国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第百四十一号）第四条に規定する給与準則」とする。

理由

国際協力等の目的で、国際機関、外国政府の機関等の業務に従事するために派遣される一般職の国家公務員の処遇等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

別添2

国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律案

要綱

第一　趣旨

国際協力等の目的で、国際機関、外国政府の機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇の適正をはかること。

第二　要旨

一　一般職の国家公務員の派遣

任命権者は、条約その他の国際約束に基づき、又は国際機関、外国政府等の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、部内の職員を派遣できるものとすること。

二　派遣職員の身分

派遣職員は、派遣期間中、職員としての身分を保有するが、その職務に従事しないものとし、派遣が終了したときは、職務に復帰するものとすること。

三　派遣職員の給与

派遣職員には、派遣期間中、俸給、扶養手当、調整手当及び期末手当の百分の百以内を支給することができるものとすること。

四　派遣職員のその他の処遇

(一)　派遣職員が派遣期間中派遣先の機関の業務に関し災害を受けたときは、公務上の災害を受けたものとして国家公務員災害補償法の障害補償年金、遺族補償年金、国家公務員共済組合法の廃疾年金、遺族年金等を支給するものとすること。

(二)　退職手当の算定については、派遣期間は、職員としての在職期間としてそのまま通算するものとすること。

(三)　派遣職員には、特に必要があると認められるときは、往復に要する旅費を支給することができるものとすること。

五　派遣職員の復帰時における処遇

派遣職員が職務に復帰したときに、任用、給与その他における処遇に

ついて部内職員との均衡を失することのないように適切な配慮が加えられなければならないものとすること。

六　その他

(一)　現に国際機関等の業務に従事している休職中の職員は、この法律の施行の日に派遣職員となるものとすること。

(二)　この法律の施行の日前に休職等で国際機関等の業務に従事していた期間を有する職員の退職手当については、当該期間のうち政令で定める期間を職員としての在職期間として通算すること等の措置を講ずるものとすること。

第三　施行期日

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行するものとすること。

別添3

国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律案参照条文

目次

一 国家公務員法（昭和二二年法律第一二〇号）（抄）……一
二 検察官の俸給等に関する法律（昭和二三年法律第七六号）（抄）……四
三 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二五年法律第九五号）（抄）……四
四 国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二五年法律第一一四号）（抄）……五
五 国家公務員災害補償法（昭和二六年法律第一九一号）（抄）……五
六 国家公務員等退職手当法（昭和二八年法律第一八二号）（抄）……九
七 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法
（昭和二九年法律第一四一号）（抄）……一一
八 国家公務員共済組合法（昭和三三年法律第一二八号）（抄）……一二
九 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三三年法律第一二八号）（抄）……一四
十 地方公務員等共済組合法（昭和三七年法律第一五二号）（抄）……一五
十一 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三七年法律第一五七号）（抄）……一七
十二 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和四一年法律第六七号）（抄）……一七
十三 行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四四年法律第三三号）（抄）……一八
十四 人事院規則一一―四（職員の身分保障）（抄）……一八

国家公務員法（昭和二二年法律第一二〇号）（抄）

（一般職及び特別職）

第二条　国家公務員の職は、これを一般職と特別職とに分つ。

2　一般職は、特別職に属する職以外の国家公務員の一切の職を包含する。

3　特別職は、左に掲げる職員の職とする。

一　内閣総理大臣
二　国務大臣
三　人事官及び検査官
四　内閣法制局長官
五　内閣官房副長官
六　総理府総務副長官
七　政務次官
八　内閣総理大臣秘書官（三人以内）及びその他の秘書官（国務大臣又は特別職たる機関の長の各々につき一人）
九　就任について選挙によることを必要とし、あるいは国会の両院又は一院の議決又は同意によることを必要とする職員

十　宮内庁長官、侍従長、東宮大夫、式部官長及び侍従次長並びに法律又は人事院規則で指定する宮内庁のその他の職員

十一　特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表、全権委員、政府代表又は全権委員の代理並びに特派大使、政府代表又は全権委員の顧問及び随員

十一の二　日本ユネスコ国内委員会の委員

十二　日本学士院会員

十三　裁判官及びその他の裁判所職員

十四　国会職員

十五　国会議員の秘書

十六　防衛庁の職員（防衛施設庁の総務部に置かれる調停官、防衛施設庁の労務部に勤務する職員並びに中央調達不動産審議会、被害者給付金審査会及び地方調達不動産審議会の委員を除く。）

十七　削除

十八　失業対策事業のため公共職業安定所から失業者として紹介を受けて国が雇用した職員及び公共事業のため失業者として国が雇用した職員で、技術者、技能者、監督者及び行政事務を担当する者以外の者

（第四項～第七項　略）

（任命権者）

第五五条　任命権は、法律に別段の定のある場合を除いては、内閣、各大臣（内閣総理大臣及び各省大臣をいう。以下同じ。）、会計検査院長及び人事院総裁並びに各外局の長に属するものとする。これらの機関の長の有する任命権は、その部内の機関に属する官職に限られ、内閣の有する任命権は、その直属する機関に属する官職に限られる。但し、外局の長に対する任命権は、各大臣に属する。

（第二項、第三項　略）

（本人の意に反する休職の場合）

第七九条　職員が、左の各号の一に該当する場合又は人事院規則で定めるその他の場合においては、その意に反して、これを休職することができる。

一　心身の故障のため、長期の休養を要する場合

二　刑事事件に関し起訴された場合

（休職の効果）

第八〇条　前条第一号の規定による休職の期間は、人事院規則でこれを定める。休職期間中その事故の消滅したときは、休職は当然終了したものとし、すみやかに復職を命じなければならない。

（第二項～第四項　略）

検察官の俸給等に関する法律（昭和二三年法律第七六号）（抄）

第三条　法務大臣は、初任給、昇格その他検察官の給与に関する事項について必要な準則を定め、これに従つて各検察官の受くべき俸給の号等を定める。

（第二項　略）

一般職の職員の給与に関する法律（昭和二五年法律第九五号）（抄）

（休職者の給与）

第二十三条　職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり国家公務員法第七十九条第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

（第二項～第七項　略）

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二五年法律第一一四号）（抄）

（旅費の支給）

第三条　職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

（第二項～第七項　略）

国家公務員災害補償法（昭和二六年法律第一九一号）（抄）

（この法律の目的及び効力）

第一条　この法律は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第九十三条から第九十五条までの規定に基づき、同法第二条に規定する一般職に属する職員（未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）第十七条第一項に規定する未帰還者である職員を除く。以下「職員」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、廃疾又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）を迅速かつ公正に行ない、あわせて公務上の災害を受けた職員の福祉に必要な施設をすることを目的とする。

（第二項　略）

(平均給与額)

第四条　この法律で「平均給与額」とは、負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によつて疾病の発生が確定した日の属する月の前月の末日から起算して過去三月間（その期間内に採用された職員については、その採用された日までの間）にその職員に対して支払われた給与の総額を、その期間の総日数で除して得た金額をいう。但し、その金額は、左の各号の一によつて計算した金額を下らないものとする。

一　給与の全部が、勤務した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高払制によつて定められた場合においては、その期間中に支払われた給与の総額をその勤務した日数で除して得た金額の百分の六十

二　給与の一部が、勤務した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高払制によつて定められた場合においては、その部分の給与の総額について前号の方法により計算した金額と、その他の部分の給与の総額をその期間の総日数で除して得た金額との合算額

2　前項の給与は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員（同法第二十二条第一項及び第二項の職員を除く。）にあつては、俸給、俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、通勤手当、特殊勤務手当（人事院規則で定めるものを除く。）、隔遠地手当、超過勤務手当、休日給、

夜勤手当及び宿日直手当とし（但し、人事院規則で定めるところにより、寒冷地手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当を加えることができる。）、その他の職員にあつては、人事院規則で定める給与とする。

3　第一項に規定する期間中に、左の各号の一に該当する日がある場合においては、その日数及びその間の給与は、同項の期間及び給与の総額から控除して計算する。但し、控除しないで計算した平均給与額が控除して計算した平均給与額より多い場合は、この限りでない。

一　公務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために勤務することができなかつた日

二　産前産後の職員が、出産の予定日の六週間前から出産後六週間以内において勤務しなかつた日

三　国の責に帰すべき事由によつて勤務することができなかつた日

四　職員団体の業務にもつぱら従事するための許可を受けて勤務しなかつた日

4　前三項の規定により平均給与額を計算することができない場合及び前三項の規定によつて計算した平均給与額が著しく公正を欠く場合における平均給与額の計算については、人事院規則で定める。

（第五項　略）

（療養補償）

第一〇条　職員が公務上負傷し、又は疾病にかかつた場合においては、国は、療養補償として、必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を支給する。

（障害補償）

第一三条　職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、なおつたとき別表に定める程度の身体障害が存する場合においては、国は、同表に定める第一級から第七級までの等級に該当する身体障害がある場合には、障害補償年金として、当該障害が存する期間、同表に定める障害の等級に応じ、一年につき平均給与額に同表に定める日数を乗じて得た金額を毎年支給し、同表に定める第八級から第十四級までの等級に該当する身体障害がある場合には、障害補償一時金として、同表に定める障害の等級に応じ、平均給与額に同表に定める日数を乗じて得た金額を支給する。

（第二項～第六項　略）

（遺族補償）

第一五条　職員が公務上死亡した場合においては、国は、遺族補償として、職員の遺族に対して、遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給する。

（年金たる補償の支給期間等）

第一七条の八　障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）の支給

は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、支給を受ける権利が消滅した月で終わるものとする。

（第二項、第三項　略）

国家公務員等退職手当法（昭和二八年法律第一八二号）（抄）

（整理退職等の場合の退職手当）

第五条　定員の減少若しくは組織の改廃のため過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者、二十五年以下勤続し定年に達したことにより退職した者又はこれに準ずる理由その他その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるもの並びに第二条第一項第二号の職員で業務量の減少その他経営上やむを得ない理由により退職したものに対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の俸給月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一　一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百五十

二　十一年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百六十五

三　二十一年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百八十

四　三十一年以上の期間については、一年につき百分の百六十五

（第二項～第四項　略）

（勤続期間の計算）

第七条　退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

2　前項の規定による在職期間の計算は、職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3　職員が退職した場合（第八条第一項各号の一に該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、前二項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

4　前三項の規定による在職期間のうちに国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第七十九条の規定による休職、同法第八十二条の規定による停職その他これらに準ずる事由に困り現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあつた月を除く。）が一以上あつたときは、その月数の二分の一に相当する月数（同法第百八条の六第一項ただし書若しくは公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数）を前三項の規定により計算した在職期間から除算する。

（第五項～第八項　略）

国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二九年法律第一四一号）（抄）

（給与準則）

第四条　国の経営する企業の主務大臣（以下「主務大臣」という。）又は政令の定めるところによりその委任を受けた者は、その企業に勤務する職員に対して支給する給与について給与準則を定めなければならない。

（他の法律の適用除外等）

第七条　左に掲げる法律の規定は、職員には適用しない。

一　国家公務員法第十八条、第二十八条（第一項前段を除く。）、第二十九条から第三十二条まで、第六十二条から第七十条まで、第七十五条第二項及び第百六条の規定

二　国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）の規定

三　一般職の職員の給与に関する法律の規定

四　国家公務員の職階制に関する法律（昭和二十五年法律第百八十号）の規定

2　第四条に規定する給与準則は、国家公務員法第八十条第四項の規定の適用については、同項の給与準則とみなす。

国家公務員共済組合法（昭和三三年法律一二八号）（抄）

（目的）

第一条　この法律は、国家公務員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、廃疾若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行うため、相互救済を目的とする共済組合の制度を設け、その行うこれらの給付及び福祉事業に関して必要な事項を定め、もつて国家公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的とする。

（第二項　略）

（廃疾年金）

第八一条　（第一項　略）

2　前項各号中「退職の時」とあるのは、同項第一号の規定による廃疾年金（以下「公務による廃疾年金」という。）については、公務傷病について国家公務員災害補償法第十条の規定による療養補償又はこれに相当する補償を退職の際に受けている者にあつては、「公務傷病がなおつた時」とし、同項第二号の規定による廃疾年金（以下「公務によらない廃疾年金」という。）については、療養の給付又は療養費の支給開始後三年を経過するまでの間に組合員の資格を喪失し、第五十九条第一項の規定により継続してこれらの給付を受けている者にあつては、「療養の給付又は療養費の支給開始後三年を経過するまでの間になおつた時又はなおらないがその期間を経過した時」とする。

（第三項　略）

（公務による廃疾年金と障害補償年金との調整）

第八六条　公務による廃疾年金は、国家公務員災害補償法の規定による障害補償年金又はこれに相当する補償が支給されることとなつたときは、これらが支給される間、次の各号に掲げる者の区分により、その額のうち、その算定の基礎となつた俸給年額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額に相当する金額の支給を停止する。

一　別表第三の上欄の一級に該当する者

百分の三十

二　別表第三の上欄の二級に該当する者　百分の二十

三　別表第三の上欄の三級に該当する者　百分の十

（公務による遺族年金と遺族補償年金との調整）

第九二条　第八十八条第一項第一号の規定による遺族年金は、国家公務員災害補償法の規定による遺族補償年金又はこれに相当する補償が支給されることとなつたときは、これらが支給される間、その額のうち、その算定の基礎となつた俸給年額の百分の二十に相当する金額の支給を停止する。

国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三三年法律第一二九号）（抄）

（趣旨）

第一条　この法律は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の長期給付に関する規定の施行に伴う経過措置等に関して必要な事項を定めるものとする。

地方公務員等共済組合法（昭和三七年法律第一五二号）（抄）

（目的）

第一条　この法律は、地方公務員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、廃疾若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行なうため、相互救済を目的とする共済組合の制度を設け、その行なうこれらの給付及び福祉事業に関して必要な事項を定め、もつて地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的とし、あわせて地方議会議員及び地方団体関係団体の職員の年金制度に関して定めるものとする。

（第二項　略）

（廃疾年金）

第八六条　（第一項　略）

2　前項各号中「退職の時」とあるのは、同項第一号の規定による廃疾年金（以下「公務による廃疾年金」という。）については、公務傷病について地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）の規定による療養補償又はこれに相当する補償を退職の際に受けている者にあつては、「公務傷病がなおつた時」とし、前項第二号の規定による廃疾年金（以下「公務によらない廃疾年金」という。）については、療養の給付又は療養費の支給開始後三年を経過するまでの間に組合員の資格を喪失し、第六十一条第一項

の規定により継続してこれらの給付を受けている者にあつては、「療養の給付又は療養費の支給開始後三年を経過するまでの間になおつた時又はなおらないがその期間を経過した時」とする。

（第三項　略）

（公務による廃疾年金と障害補償年金との調整）

第九一条　公務による廃疾年金は、地方公務員災害補償法の規定による障害補償年金又はこれに相当する補償が支給されることとなつたときは、これらが支給される間、次の各号に掲げる者の区分により、その額のうち、その算定の基礎となつた給料年額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額に相当する金額の支給を停止する。

一　別表第四の上欄の一級に該当する者　百分の三十

二　別表第四の上欄の二級に該当する者　百分の二十

三　別表第四の上欄の三級に該当する者　百分の十

（公務による遺族年金と遺族補償年金との調整）

第九七条　第九十三条第一項第一号の規定による遺族年金は、地方公務員災害補償法の規定による遺族補償年金又はこれに相当する補償が支給されることとなつたときは、これらが支給される間、その額のうち、その算定の基礎となつた給料年額の百分の二十に相当する金額の支給を停止する。

地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三七年法律第一五三号）（抄）

（趣旨）

第一条　この法律は、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の長期給付、年金である共済給付金及び地方団体関係職員共済組合が行なう給付に関する規定の施行に伴う経過措置等に関して必要な事項を定めるものとする。

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和四一年法律第六七号）（抄）

附　則

（遺族補償の支給に関する暫定措置）

第六条　この法律の施行の日から五年以内に職員が公務上死亡した場合における当該死亡に関し、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が遺族補償年金の最初の支払に先立つて申し出たときは、国は、平均給与額の四百日分に相当する額を一時金として支給する。

（第二項〜第四項　略）

行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四四年法律第三三号）（抄）

（定員の総数の最高限度）

第一条　内閣の機関（内閣官房、内閣法制局及び国防会議事務局をいう。以下同じ。）並びに総理府及び各省の所掌事務を遂行するために恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員の定員の総数の最高限度は、五十万六千五百七十一人とする。

（第二項　略）

人事院規則一一―四（職員の身分保障）（抄）

（休職の場合）

第三条　職員が次の各号の一に該当する場合には、これを休職にすることができる。

（第一号　略）

二　外国の政府又はこれに準ずる公共的機関の招きにより、その職員の職務と関連があると認められるこれらの機関の業務に従事する場合

（第三号、第四号　略）

秘
無期限

条約課長

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

国際機関等に派遣される一般職の公務員の処遇等に関する法律案について

45.4.13
米北1

4月10日、さきに本件法律案について琉政側と打合せのため訪沖した特連局平野事務官の来訪を求め、事情聴取したところ、要旨下記のとおり。御参考まで。

記

1、平野事務官より琉政総務局長等に対し（別添1の）法律案について説明するとともに、本土政府側は琉政との間の人事交流について取敢えず本土側の職員5名派遣、琉政側職員1名の招致を考えている等別添2のメモの概要を説明したところ、

先方は基本的には了解する旨述べた趣である。

2、本法律案に対応する琉政側立法案は別添3のとおりであるが、琉政側は（本法による）日琉間の人事交流を7月1日の新会計年度より実施することを希望しており、このため、10月に発足を予定している総合職業訓練所に派遣される雇用促進事業団職員の派遣は、場合によっては切り離し、本立法案中の雇用促進事業団関係の条項は削除してもよいと考えている趣である。

（特連局も同意見の由。労働省は、何れの形になるにせよ、10月発足、1部職員の9月現地派遣を希望している由。）

3、（当方の質問に対し）、本件法律案に

いう人事（院）規則については現在人事院で起案中であるが、(1) 法律案2条3号については(イ) 琉球政府、(ロ) 地方公共団体、(ハ) 大学、(ニ) 研究機関、(ホ) 人事院が定めるものと列挙する、(2) 5条2号については、2条3号に基づき人事院規則で定めるものについても俸給等それぞれ百分の百を支給するという趣旨の簡単なものになる旨答えた。

4. なお、平野事務官より、次の如き質問があったところ、当方より検討の上回答することとしたい旨述べておいた。

(1) 現在沖縄には次の国家公務員が派遣されているが、このうち模範農場

関係者以外は、覚書等による取決めなしに派遣されているところ、これらのものの取扱いは如何なる方法によるべきか。

派遣職員内訳

模範農場	4
琉大	2
動物検疫	1
救難艇	2
計	9

(2) 本法律案公布後新たに締結する全般的な人事交流に関する覚書の内容はさきに米国民政府の非公式了承を得ている案（別添4）でよいか。またその締結時期は何時頃となるか。

(3). 模範農場に関する覚書（別添5）では、派遣

遣公務員は何れも南連事務所（現在沖縄事務所）に属することとなっており、琉球政府職員として任用する旨規定されていないが、この点は本覚書中に条項を追加することとするか、または上記(2)の覚書にもり込むこととすべきか。

上記4(2)につき、本件計画に関する覚書は新らたに作成する要あり、右については、（従来の経緯もあり）案 在京米国大使館の了解を得て、[illegible]高等弁務官~~に作成せしめる~~こととするのが然るべしと考えます（但し管理地米当局と下話をしていただく）

なお、技術指導関係派遣人員の琉政兼任の~~問題~~取扱いは本件計画覚書案と切り離すことが然るべしと考えます。米側の~~内における～~~了解は、これまで得ないで来たこともあり [illegible]、この際むしろ新らたに取決める要あるや否やにつき、これについて話合ってみることといたしたい。（サトウ）

別添１

国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律

（案）

（趣旨）

第一条　この法律は、国際協力等の目的で、国際機関、外国政府の機関等に派遣される職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。）の処遇等について定めるものとする。

（職員の派遣）

第二条　任命権者（国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者をいう。以下同じ。）は、条約その他の国際約束若しくはこれに準ずるものに基づき、又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、部内の職員（人事院規則で定める職員を除く。）を派遣することができる。

一　わが国が加盟している国際機関

二　外国政府の機関

三　前二号に準ずる機関で、人事院規則で定めるもの

2　任命権者は、前項の規定により職員を派遣する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

（派遣職員の身分）

第三条　前条第一項の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）は、その派遣の期間中、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

第四条　任命権者は、派遣職員についてその派遣の必要がなくなつたときは、すみやかに当該職員を職務に復帰させなければならない。

2　派遣職員は、その派遣の期間が満了したときは、職務に復帰するものとする。

（派遣職員の給与）

第五条　派遣職員には、その派遣の期間中、俸給、扶養手当、調整手当及

び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

2　前項の規定による給与の支給に関し必要な事項は、人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける職員である場合にあつては、同法第三条第一項に規定する準則）で定める。

（派遣職員の業務上の災害に対する補償等）

第六条　派遣職員に関する国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第六十七号）附則第六条第一項の規定の適用についても、同様とする。

2　派遣職員の派遣先の業務上の災害に対する補償に係る国家公務員災害補償法の規定による平均給与額については、同法第四条の規定にかかわらず、人事院規則で定める。

3　派遣職員の派遣先の業務上の災害に対し国家公務員災害補償法の規定による補償を行なう場合において、補償を受けるべき者が派遣先の機関等から同一の事由について当該災害に対する補償を受けたときは、国は、その価額の限度において同法の規定による補償を行なわない。

第七条　派遣職員に関する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の規定の適用については、それぞれ派遣先の機関の業務を公務とみなす。国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）の規定の適用についても、同様とする。

2　派遣職員に関する国家公務員共済組合法第八十一条第二項、第八十六条若しくは第九十二条又は地方公務員等共済組合法第八十六条第二項、第九十一条若しくは第九十七条の規定の適用については、派遣職員の派遣先の業務上の災害に対して派遣先の機関等から補償が行なわれること

となつたため、前条第三項の規定により、当該災害に対する国家公務員災害補償法の規定による療養補償又は障害補償年金若しくは遺族補償年金の支給が行なわれないこととなつた場合における当該派遣先の機関等からの補償を当該療養補償、障害補償年金又は遺族補償年金に相当する補償とみなす。

第八条　派遣職員に関する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第二十三条第一項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

（派遣職員に関する国家公務員等退職手当法の特例）

第九条　派遣職員に関する国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第五条第一項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

2　国家公務員等退職手当法第七条第四項の規定は、派遣職員の派遣の期間については、適用しない。

（派遣職員に対する旅費の支給）

第十条　派遣職員には、特に必要があると認められるときは、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）に定める赴任の例に準じ旅費を支給することができる。

（派遣職員の復帰時における処遇）

第十一条　派遣職員が職務に復帰した場合における任用、給与等に関する処遇については、部内職員との均衡を失することのないよう適切な配慮が加えられなければならない。

（人事院規則への委任）

第十二条　第二条から第四条まで、第六条及び前条の規定の実施に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

（経過措置）

2　この法律の施行の際現に国家公務員法第七十九条の規定に基づく人事院規則の定めるところにより休職にされ、第二条第一項各号に掲げる機関（以下「国際機関等」という。）の業務に従事している職員のうち人事院規則で定める職員は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）に派遣職員となるものとする。

3　施行日前に国家公務員法第七十九条の規定に基づく人事院規則の定めるところにより休職にされ、国際機関等の業務に従事していた期間を有する者のうち、引き続き施行日において職員として在職している者及びこれに準ずる者で政令で定めるもの並びに次項に規定する者の当該休職の期間（政令で定める期間に限る。）については、国家公務員等退職手当法第七条第四項の規定は適用しない。

4　施行日前に国際機関等の業務に従事するため職員を退職し、かつ、引き続き当該国際機関等の業務に従事した後、引き続いて再び職員となつた者で、政令で定めるものの国家公務員等退職手当法第七条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。この場合において、施行日以後の退職による退職手当の額の計算について必要な事項は、政令で定める。

（国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の一部改正）

5　国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第七条に次の一項を加える。

3　職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第　　号）第五条の規定の適用については、同条第一項中「俸給、扶養手当、調整手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内」とあるのは「給与」とし、同条第二項中「人

事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける職員である場合にあつては、同法第三条第一項に規定する準則）」とあるのは「国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第百四十一号）第四条に規定する給与準則」とする。

理由

国際協力等の目的で、国際機関、外国政府の機関等の業務に従事するために派遣される一般職の国家公務員の処遇等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律案

要綱

第一　趣旨

国際協力等の目的で、国際機関、外国政府の機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇の適正をはかること。

第二　要旨

一　一般職の国家公務員の派遣

任命権者は、条約その他の国際約束に基づき、又は国際機関、外国政府等の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、部内の職員を派遣できるものとすること。

二　派遣職員の身分

派遣職員は、派遣期間中、職員としての身分を保有するが、その職務に従事しないものとし、派遣が終了したときは、職務に復帰するものとすること。

三　派遣職員の給与

派遣職員には、派遣期間中、俸給、扶養手当、調整手当及び期末手当の百分の百以内を支給することができるものとすること。

四　派遣職員のその他の処遇

(一)　派遣職員が派遣期間中派遣先の機関の業務に関し災害を受けたときは、公務上の災害を受けたものとして国家公務員災害補償法の障害補償年金、遺族補償年金、国家公務員共済組合法の廃疾年金、遺族年金等を支給するものとすること。

(二)　退職手当の算定については、派遣期間は、職員としての在職期間としてそのまま通算するものとすること。

(三)　派遣職員には、特に必要があると認められるときは、往復に要する旅費を支給することができるものとすること。

五　派遣職員の復帰時における処遇

派遣職員が職務に復帰したときに、任用、給与その他における処遇に

ついて部内職員との均衡を失することのないように適切な配慮が加えられなければならないものとすること。

六　その他

(一)　現に国際機関等の業務に従事している休職中の職員は、この法律の施行の日に派遣職員となるものとすること。

(二)　この法律の施行の日前に休職等で国際機関等の業務に従事していた期間を有する職員の退職手当については、当該期間を職員としての在職期間としてそのまま通算するものとすること。

第三　施行期日

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行するものとすること。

別添2

琉球政府との人事交流について(メモ)

45.4.3

1 目的

沖縄の施政権返還に備えて、琉球政府の復帰準備の推進を図るため、本土政府と琉球政府との間において人事交流を行なうことを目的とする。

2 本土政府職員の派遣

(1) 派遣職員の任務等

ア 派遣職員は、琉球政府の各局に配属され、琉球政府における復帰準備施策の策定及び実施に関し必要な指導及び助言を行なうことを任務とする。

イ 派遣職員の琉球政府における職務の地位は参事官級とし、その人数は5名以内とする。

(2) 派遣職員の身分、処遇等

ア 派遣職員は、本土政府職員としての身分を保有したまゝ、琉球政府職員としての身分を取得することとする。

B-4 大昭和25コッピー19ダ (100枚冊のり)

この場合、本土政府職員としての国家公務員法上の職務専念義務は免除される。

1 派遣職員は、琉球政府職員としての身分を保有する間、琉球政府公務員法その他関係法令に基づき、他の琉球政府職員と同等の給与、身分保障その他所定の処遇をうけることとする。

ただし、琉球政府公務員の退職手当に関する立法、公務員退職年金法、医療保険法及び公務員等共済組合法の適用は除外する。

3 琉球政府職員の受入れ

(1) 琉球政府より受入れる職員は、当分の間、沖縄・北方対策庁において復帰準備施策の企画・立案に従事することとする。

(2) 当該職員は本土政府職員としての身分を取得することとし、その身分を保有する間、国家公務員法その他関係法令に基づき、他の本土政府職員と同等の給与、身分保障その他所定の処遇をうけることとする。

4 その他

(1) この人事交流は日米琉諮問委員会勧告第35号に基づき実施する。

(2) 本土政府及び琉球政府は、人事交流の実施のために必要な立法措置を講ずるものとする。

(3) その他人事交流の実施細目については両政府間で協議して定めることとする。

琉球政府及び本土政府等の派遣職員の処遇に関する立法（参考案）

（目的）

第一条　この立法は、琉球政府と本土政府等との人事交流を実施するため、本土政府及び雇用促進事業団（昭和二十六年法律第百十六号に基づき設立された事業団をいう。以下「事業団」という。）が派遣した職員であつて琉球政府が採用した職員（以下「派遣職員」という。）並びに琉球政府が派遣した職員で本土政府が採用した職員の処遇について定めるものとする。

（給与に関する特例）

第二条　本土政府が派遣した職員のうち、人事委員会規則で定める者には、給料及び期末手当は支給しない。

（特別手当）

第三条　前条に規定する者及び事業団が派遣した職員には、当該職員が採用された職務に応じて特別手当を支給することができる。

2　前項の特別手当の支給を受けることができる者の範囲並びに当該手当の額及び支給方法については、人事委員会規則で定める。

（年次有給休暇に関する特例）

第四条　派遣職員には、琉球政府公務員法（一九五三年立法第四号）第六十六条第一項ただし書及び第二項の規定は、適用しない。

（他の立法の適用除外）

第五条　派遣職員（事業団から派遣された職員を除く。）及び琉球政府が本土政府に派遣した職員には、次に掲げる立法は適用しない。ただし、第二条に定める派遣職員には第一号に掲げる法令（立法）については、この限りでない。

一　琉球政府公務員災害補償法（一九六五年立法第百三十号）

二　医療保険法（一九六五年九月七日立法第一〇八号）

三　公務員等共済組合法（一九六九年九月二十日立法第百五十四号）

四　琉球政府公務員の退職手当に関する立法（一九五六年二月四日立法第三号）

五　公務員退職年金法（一九六五年八月二十日立法第百号）

2　琉球政府が本土政府に派遣した職員には、前項第一号から第三号までに掲げる立法は適用しない。

附　則

この立法は、公布の日から施行する。

立法勧告理由

本土政府等と琉球政府との間に人事交流を実施するに伴い、当該派遣職員の処遇に関し特例措置を設ける必要がある。

GRに法案
別添3

琉球政府及び本土政府等の派遣職員の処遇に関する立法（参考案）

国家公務員法、
地方公務員法

文、農、
⑩人事院（給与局 望月氏）
'大がかりはやっていない

別添4

日本国政府から琉球政府への職員派遣に関する

覚書（案）

1. 覚書の趣旨

この覚書は、日米琉諮問委員会勧告第35号「人事交流の推進について」およびこれに関連するその他の諸勧告に基づく日本国政府（以下「本土政府」という。）と琉球政府との間の人事交流に関し、本土政府から琉球政府への職員派遣について必要な事項を定めるものとする。

2. 派遣の決定

本土政府から琉球政府への職員の派遣は、米国（民）政府と協議~~した結果に基づき~~（の上）琉球政府の（が）要請~~を得て本土政府から~~（し、日本政府が）派遣すべき者を推せんして行なうものとする。

3. 派遣職員の琉球政府における身分

琉球政府は、上記2により派遣された本土政府職員（以下「派遣職員」という。）を琉球政府職員として正式に任用する。

4. 派遣職員の給与および旅費

(1) 派遣職員の給与のうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づく俸給、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、期末手当および勤勉手当、総理府設置法（昭和24年法律第127号）に基づく在勤手当は、本土政府が支給する。

(2) 琉球政府は、派遣職員に対し、琉球政府の給与に関する立法に基づく給与のうち、上記(1)に掲げる給与に相当する給与以外の給与を支給する。

(3) 派遣職員にかかる旅費のうち、沖縄への赴任および沖縄からの帰任に要する旅費は、本土政府の負担とし、その他の旅費は、琉球政府の負担とする。

5. 派遣職員の公務災害補償および福祉

(1) 派遣職員にかかる公務災害補償は、本土政府が行ない、これに関する琉球政府の制度は、適用しないものとする。

(2) 派遣職員に関する共済組合制度等の福祉については、本土政府職員の福祉に関する制度を適用し、琉球政府職員の福祉に関する制度は、適用しない。

(3) 派遣職員への住宅の供与については、個別に本土政府と琉球政府とで協議するところによる。

6. 人事記録事項の通報

本土政府および琉球政府は、派遣職員の人事記録事項を、相互に通報するものとする。

7. 疑義解釈等

この覚書の規定に疑義を生じた場合、または細目とり決めの

および米国民政府

必要を生じた場合には、その都度、本土政府＆琉球政府が協議して定める。

日本国政府総理府	琉球政府	琉球列島米国民政府
特別地域連絡局長	総務局長	総務部長
年　月　日	年　月　日	年　月　日

別添5

ならない。

附　則

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

（署名、連署　総理大臣
署名、大蔵、農林、郵政大臣）

2　沖縄における模範農場に必要な物品の譲与に関する総理府令

昭和三十七年三月二十六日
総理府令第十三号

沖縄における模範農場に必要な物品及び本邦と沖縄との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律第一条の規定に基づき、沖縄における模範農場に必要な物品の譲与に関する総理府令を次のように定める。

沖縄における模範農場に必要な物品の譲与に関する総理府令

沖縄における模範農場に必要な物品及び本邦と沖縄との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律（昭和三十六年法律第四十五号）第一条の規定により譲与することができる物品は、政府が模範農場に必要な物品として購入した次に掲げるものとする。

一　農機具（その附属品を含む。）

三　農機具及び実験器具の保守に必要な器具及び消耗品

四　家畜

五　肥料

六　飼料

七　種苗

八　農薬

九　実験用の薬品及び消耗品

十　圃場及び家畜の管理に必要な器具及び消耗品

十一　農業技術の改良及び普及を図るための印刷物

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

3　沖縄模範農場に対する援助に関する覚書

1　琉球政府は、日本政府総理府及び琉球列島高等弁務官府の協力を得て沖縄の農業技術の改良及び普及を図るため、那覇に一九六一年から模範農場を設置する。

模範農場においては、進歩した農業技術の導入を目的とし、そのため改善技術の組立展示、技術職員の技術研修その他農業技術に関連する調査、指導を行なう。

2　日本政府総理府は、日本の関係法令及び予算の範囲内において、次の各号に掲げる事項を実施するため必要な措置を講ずるものとする。

(イ)　別表1に掲げる管理責任者及び技術職員の派遣

(ロ) 別表2に掲げる農業技術の改良及び普及を図るために必要な物品の模範農場に対する供与

3 日本政府総理府の派遣する管理責任者及び技術職員の身分は行政目的、例えば俸給受領、人事記録のためのみにおいて那覇日本政府南方連絡事務所に属するものとする。

4 日本政府総理府は、必要があるときは日本の関係法令の定めるところにより、上記2(ロ)の物品を模範農場に対して譲与することができる。この場合において、譲与する物品の範囲、譲与の時期その他譲与に関し必要な事項は、日本政府総理府特別地域連絡局長又はその委任を受けた者と模範農場長並びに琉球列島高等弁務官府が協議して定める。譲与された物品は琉球政府の所有となる。

5 琉球政府は、琉球立法院による支出承認及び財源確保の可能性を条件とし、次に掲げる事項を実施するため必要な措置を講ずるものとする。

(イ) 別表3に掲げる模範農場長及びその他の職員の配置

(ロ) 別表4に示す農場施設、灌漑施設及び付属建物の建設

(ハ) 日本政府総理府の派遣する管理責任者及び技術職員の宿舎の供与

(ニ) 日本政府総理府が供与しない模範農場に必要な物品及びその他の経費の負担

(ホ) 日本政府総理府が供与する模範農場の用にのみ供する物品に対する琉球政府のすべての課税の免除

(ヘ) 日本政府総理府の派遣する管理責任者及び技術職員の職務行為により生じた請求に対する責任の負担。但し、故意又は重大なる過失による場合を除く。

6 日本政府総理府の派遣する管理責任者は、模範農場の業務に関し技術的事項を担当するものとする。琉球政府の模範農場長は、その業務の運営に当つては、日本政府総理府の派遣する管理責任者に協力するものとする。

管理責任者は、琉球列島高等弁務官府及び琉球政府と協議し事業計画を作成する。

7 日本政府総理府の譲与した物品は、日本政府総理府の派遣する管理責任者及び技術職員の監督の下に使用され、かつ、模範農場の目的のほか使用できない。

8 琉球政府は、模範農場に関する年次業務報告(琉球政府会計検査院の検査を経た検査報告書を添付)を作成のうえ、これを琉球列島の高等弁務官府に提出し、その写一部を日本政府総理府に送付するものとする。

日本政府総理府は、模範農場に対する援助の効果を知悉し、かつ、事後の援助の計画に資するため、琉球列島高等弁務官府及び琉球政府と協議のうえ技術専門家を派遣して模範農場の状況を調査することができる。

9 模範農場からあがる生産物の販売収入は、琉球政府の収入とし、その収入は、同政府の承認を得た場合、同農場の改善のためのみに使用されるものとする。

10 琉球政府は、模範農場の成果の普及を図るために必要な措置を講ずる。

11 この覚書当事者のいずれかの側において、資金の割当及び職員の配置が不可能となつた場合又はこの覚書の実施が不可能となる事態が発生した場合には、日本政府総理府、琉球列島高等弁務官府及び琉球政府が協議して採るべき措置を講ずる。

この覚書に記載されている事項について疑義の生じた場合、及び記載されていない模範農場の運営のために必要な事項は、日本政府総理府、琉球列島高等弁務官府及び琉球政府が協議して定める。

12 上記の了解事項は、日本政府総理府と琉球政府の双方が合意し、琉球政府がこの覚書につき琉球列島高等弁務官の承認を受け、その承認の日から効力を生ずるものとする。

日本政府
総理府特別地域連絡局長
大竹民陟

昭和三十六年十一月二十七日

琉球政府
経済局長
与世山　茂

一九六一年十二月十四日

高等弁務官に代り承認する。

ケネス・エス・ヒッチ
琉球列島米国民政府

一九六一年十二月十四日

別表 1

模範農場に対する管理責任者及び技術職員

1	管理責任者	一
2	土壌肥料専門家	一
3	作物専門家	一
4	農機具専門家	一
5	畜産専門家	一
	計	五

別表 2

日本政府総理府が模範農場に供与する物品

1 農機具
2 実験器具
3 家畜
4 燃料
5 消耗器材

別表 3

模範農場における琉球技術職員

1 模範農場には下記の職員が常置される。

(1)	農場長	一名
(2)	農場指導官	一名
(3)	事務職員	一名
	計	三名

2 農業指導官は、指導計画を推進するものとし、かつ、高等弁務官の承認を得て、模範農場で定期研修の人員、科目を決定するものとする。研修員は、これを模範農場の常勤職員にあて、その人員は承認を得た研修計画の科目及び研修員の能力に応じて決定するものとする。

研修員は琉球政府職員に限らないものとする。

別表 4

琉球政府によつて供与される農場、灌漑施設及び付属施設の建設

1 圃場

水田二町、畑三町（平担畑一町、傾斜畑二町）

平担地の整地、区画、農道造成、傾斜畑のうち一町、簡易テラシング

2 灌漑施設

総貯水量　三〇、〇〇〇トンのダム

ポンプ、配管、コンクリート灌排水路、畑地灌漑（散水方式）施設（畑三町分）等一切を含む。

3 付属建物

(A) 車庫

鉄骨又はブロック建築

油庫、工具、その他置場を含む。乗用車、トラック等用

(B) 農機具庫

鉄骨又はブロック建築

トラクター、耕耘機及び作業機、防除用器具等用（洗認を含む）

(C) 収納舎兼調査室

(1) 脱穀調整作業室

(2) 種子乾燥室

(3) 種子貯蔵庫

(4) 調査室

(5) 肥料庫

(6) 飼料庫

(7) 小農具室

(8) 農夫休憩室

(D) 成鶏舎

木造又はブロック建築

三棟　四〇〇羽

三〇〇羽　一部大雛用

四〇〇羽

(E) 育雛舎

(F) 豚舎

木造又はブロック建築

二〇頭分

(G) 牛舎

三頭分

(H) 附帯施設

附属建物に必要な電気、水道施設。調査室、農夫休憩室には以上のほかガス施設

4 琉球列島に対する電気通信設備の譲与に関する覚書

琉球列島と日本との間の電気通信義務を改善する目的で日本政府及び日本電信電話公社が電気電信設備を譲与する事に関し、